



あなたの一票を大切に 対馬市議会議員 一般選挙

平成21年5月17日(日)執行 投票は午後6時まで

平成21年5月31日に任期満了を迎える対馬市議会議員の一般選挙（定数22人）が5月10日（日）告示、5月17日（日）投開票で執行されます。投票場所は、市内127の投票所で、午前7時から午後6時までの投票時間を予定しています。また、開票は、午後8時30分から峰町のシャインドームみねで即日開票されます。

投票ができる人

1. 日本国民で20歳以上の人
（いちばん若い有権者は、平成元年5月18日までに生まれた人になります。）
2. 引き続き3か月以上、対馬市に住所がある人
3. 住民基本台帳に登録されている人
（登録基準日は、平成21年5月9日ですので、平成21年2月9日以前に転入届出をした人で2の要件の人です。）

以上の要件を満たしていても次の人は、投票できません。

- (1) 投票日前日（5月16日）までに対馬市外に転出した人（ただし、期日前投票を行い、転出・死亡した人の投票は有効となります。）
- (2) 選挙法上の住所要件を満たしていない人（実際に生活の本拠があると認定できない者）
- (3) 選挙権停止中の人

市内転居者の投票

平成21年4月30日までに市内転居（対馬市内での異動）の届出をした人は、新しい住所地の投票所で投票することができます。

ただし、平成21年5月1日以降に転居の届出をした人は、前の住所地の投票所で投票することになりますので、お間違えないようお願いします。

期日前投票

投票日当日、何らかの理由で投票所に行って投票できない人は、期日前投票ができます。期日前投票所（対馬市役所または、美津島、豊玉、峰、上県、上対馬の各地域活性化センター）に行って、宣誓書を記入したのち、投票用紙の交付を受け、そのまま投票箱に投票することとなります。

なお、期日前投票は、名簿登録地の地域活性化センター（厳原町の方は市役所本庁）でしか投票できませんのでご注意ください。

何らかの理由とは

1. 日曜日に営業する自営業の人
2. 妊娠などの理由で投票日に投票できない人
3. 冠婚葬祭の予定のある人
4. 旅行の予定のある人

などです。

期日前投票のできる期間と場所

期 間 平成21年5月11日(月)から5月16日(土)まで
時 間 午前8時30分から午後8時まで

投票できる場所

| | | | |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 対馬市役所 | 0920 53 6111 | 美津島地域活性化センター | 0920 54 2271 |
| 豊玉地域活性化センター | 0920 58 1111 | 峰地域活性化センター | 0920 83 0301 |
| 上県地域活性化センター | 0920 84 2311 | 上対馬地域活性化センター | 0920 86 3111 |

手続きの方法 (期日前投票)

1. 期日前投票の宣誓書を書いていただきます。
2. 選挙人を確認したら、投票用紙を交付します。
3. 投票用紙に候補者氏名を記入し、投票箱に投票したら終了です。

不在者投票

投票日(5月17日)に次の理由で投票所に行って投票することが出来ない見込みの人(期日前投票者を除く。)は、その旨の宣誓と不在者投票用紙の交付請求の手続きを行い、滞在地の選挙管理委員会又は不在者投票施設等で不在者投票を行うこととなります。

1. 選挙期日にわたる観光、病気療養(指定病院等に入院している人を除く)等の旅行で市外に滞在中である人。(対馬市以外の市町村の選挙管理委員会で投票する人)
2. 病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院、入所している人
3. 監獄・少年院等に収容中の入

また、不在者投票の請求交付は、各地域活性化センターにおいて各地域活性化センター管内の選挙人名簿に登録されている人に限られます。ただし、対馬市選挙管理委員会(本所)に対しては、不在者投票の請求をすることはできます。(上対馬地域活性化センター管内に登録されている人は、対馬市選挙管理委員会(本所)又は上対馬地域活性化センターでの不在者投票の請求交付になりますので、その他の地域活性化センターにおいては、不在者投票の請求交付はできませんので、ご注意ください。)

手続きの方法 (不在者投票の請求)

1. 旅行等により、滞在地で不在者投票しようとする人は、早めに不在者投票の交付請求を行ってください。(不在者投票のできる期間は6日間に限られていますので、告示日前でも不在者投票の請求は受け付けます。)
2. 指定病院・施設に入院・入所中の人は、病院・施設等で投票できますので、早めに病院長や施設長等に申し出てください。

郵便投票

郵便投票証明書をお持ちの方は、早めに郵便投票の請求及び交付手続きを行ってください。請求は、5月13日(水)までです。

また、身体障害者で身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害が1級である者」、戦傷病者で戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項までである者」として記載されている方は、郵便等による代理記載制度もあります。

なお、郵便投票等による不在者投票についての詳しいことは、対馬市選挙管理委員会及び各地域活性化センター選挙書記にお気軽にご相談ください。

問い合わせ先

期日前投票・不在者投票等の請求などの事務手続きについて、詳しいことが知りたいときは、電話でも結構ですから早めに、対馬市選挙管理委員会(0920-53-6111)又は各地域活性化センター選挙書記まで問い合わせください。